



ひと、暮らし、みらいのために

宮城労働局

Miyagi Labour Bureau

<https://isite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>

Press Release

報道関係者 各位

令和4年7月29日(金)

【照会先】

宮城労働局労働基準部健康安全課
健康安全課長 菅原 武
課長補佐 熊谷昭彦
地方産業安全専門官 増川賢一
(電話番号) 022-299-8839

令和4年上半期(1月～6月)の労働災害発生状況について

～ 前年同期に比べ、死亡者数は3人、死傷者数は216人増加 ～

宮城労働局(局長 小林 健)では、このたび、令和4年1月1日から6月30日までの労働災害発生状況(速報値)をとりまとめましたので公表します。

県内の事業場で発生した労働災害による死亡者数(以下「死亡者数」という)は8人(前年同期比3人・60.0%増)、また、休業4日以上¹の死傷者数(以下「死傷者数」という)は1,539人(前年同期比216人・16.3%増)となっています。

宮城労働局「第13次労働災害防止推進計画」²(以下「13次防」という)では、計画期間中に、平成29年を基準として、死亡者数を15%以上、死傷者数を5%以上減少させることを主な目標としています。

本年度は13次防の最終年度であり、目標に向けて、特に、「SafeworK向上宣言」³の登録を促進することとしています。

また、令和4年上半期において、新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害が大幅に増加していることから、引き続き、職場における同感染症の拡大防止対策の徹底を図るとともに、今の時期は、熱中症の防止にも重点を置いて取り組むこととしています。

なお、前年同期に比べ死亡者が3人増加している上、6月に4人が亡くなっていることから、6月30日付けで、関係団体に対して、安全管理の徹底について協力を要請しています。

1 令和4年1月1日から6月30日までに発生した労働災害について、県内の各労働基準監督署に提出のあった労働者死傷病報告のうち、休業4日以上¹のもの、かつ、令和4年7月7日までに提出されたものを対象とした。

2 計画期間：平成30年度～令和4年度

主な目標：平成29年比で、死傷者数5%以上減少(2,265人以下)、死亡者数15%以上減少(14人以下)

重点業種：製造業、建設業、陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設

3 宮城労働局が県内の労働災害防止団体等と取組む独自施策。事業主等が、健康で安全に働くことができる職場環境づくりなどに向けた意思を企業内外に表明し、希望する場合は宮城労働局ホームページに掲載している。令和2年6月に建設業を対象に開始し、昨年7月に全業種に拡大した。

【概要】

<全体>

- (1) 月別死傷者数は、1月が413人で最も多くなっている。
前年に比べて、特に、2月が97人(41.5%)の大幅な増加となっている。(グラフ1)
- (2) 重点業種別死傷者数は、社会福祉施設が245人で最も多く、次いで、製造業215人(うち死亡者数2人)、小売業166人、陸上貨物運送事業158人(うち死亡者数2人)、建設業153人(うち死亡者数3人)の順となっている。(表・グラフ2)
前年同期に比べて、陸上貨物運送事業が41人(20.6%)減少しているが、その他の業種はすべて増加しており、特に、社会福祉施設が67人(37.6%)増加している。
- (3) 事故の型別死傷者数は、その他が418人で最も多く、次いで、転倒406人、墜落・転落188人、はさまれ、巻き込まれ130人、動作の反動・無理な動作103人の順になっている。(グラフ3)
前年同期に比べて、「その他」が265人(173.2%)増加している。
- (4) 年代別死傷者数は、50歳代が371人で最も多く、次いで、40歳代321人、60歳代279人、30歳代222人の順になっている。(グラフ4)

<新型コロナウイルス感染症>

- (1) 新型コロナウイルス感染症のり患による死傷者数は406人で、前年同期比267人(192.1%)増加している。
- (2) 業種別では、社会福祉施設が147人で最も多く、次いで、医療業139人、警備業31人、製造業25人、教育研究業17人、建設業16人の順となっている。(グラフ5)
- (3) 月別では、2月が124人で最も多くなっている。(グラフ6)

添付資料等

- 1 資料1 (グラフ1～6、表)
- 2 資料2 令和4年6月30日付け「死亡災害の多発を踏まえた安全管理の徹底について(要請)」
- 3 資料3 「リーフレット「SafaworK 向上宣言」」
- 4 資料4 「リーフレット「職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため～取組の5つのポイント～を確認しましょう!」」
- 5 資料5 「リーフレット「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」」
- 6 参考1 宮城労働局「第13次労働災害防止推進計」の進捗状況
- 7 参考2 宮城県内の熱中症による労働災害発生状況

グラフ1 月別死傷者数の推移

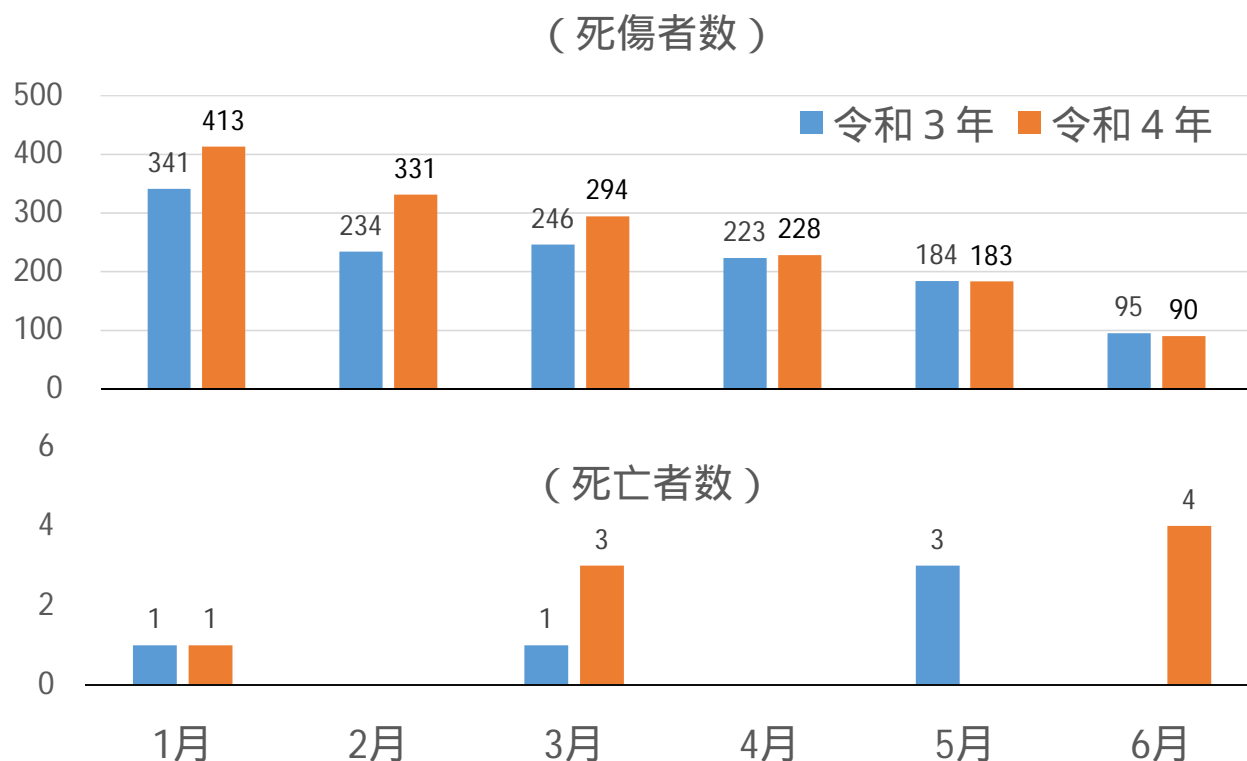
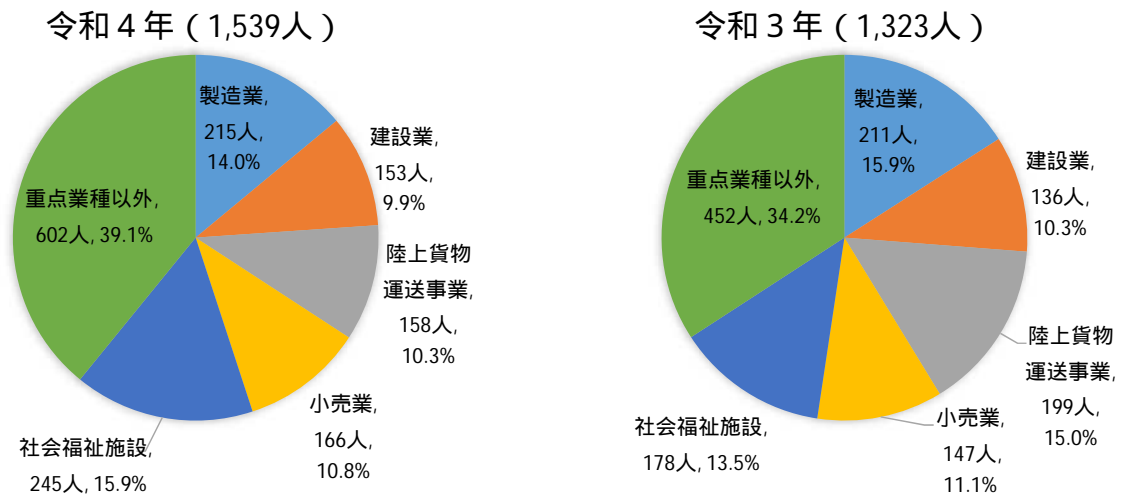


表 重点業種別死傷者数

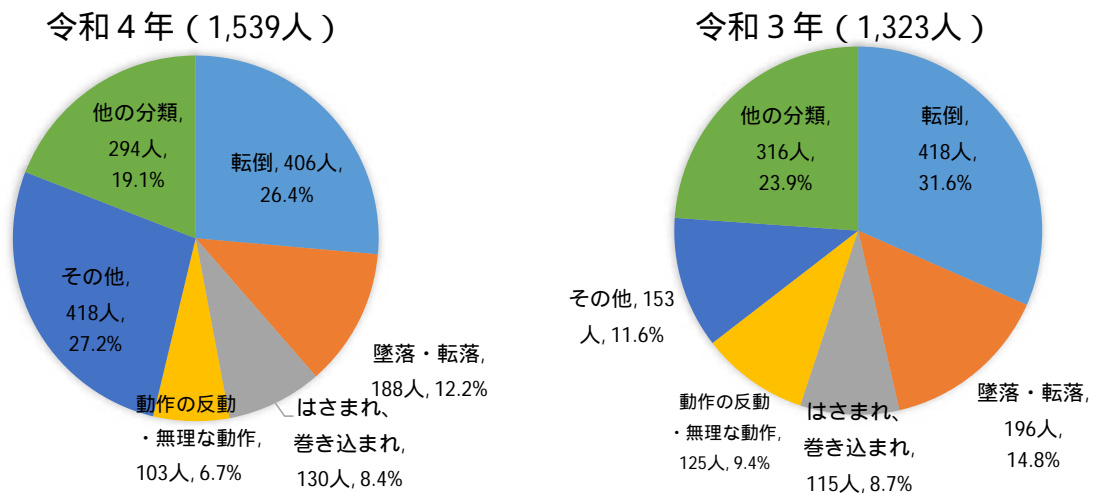
	令和4年 (1月～6月)		令和3年 (1月～6月)		令和4年と令和3年の比較		
	増減数	増減%	増減数	増減%	増減数	増減%	
全産業	1,539人 (8人)	16.3%	1,323人 (5人)	216人 (3人)	16.3%		
製造業	215人 (2人)	1.9%	211人 (0人)	4人 (2人)	1.9%		
建設業	153人 (3人)	12.5%	136人 (3人)	17人 (0人)	12.5%		
陸上貨物運送事業	158人 (2人)	-20.6%	199人 (1人)	-41人 (1人)	-20.6%		
第三次産業	946人 (1人)	33.6%	708人 (1人)	238人 (0人)	33.6%		
商業	237人 (0人)	6.3%	223人 (1人)	14人 (-1人)	6.3%		
小売業	166人 (0人)	12.9%	147人 (1人)	19人 (-1人)	12.9%		
保健衛生業	415人 (0人)	84.4%	225人 (0人)	190人 (0人)	84.4%		
社会福祉施設	245人 (0人)	37.6%	178人 (0人)	67人 (0人)	37.6%		
上記以外の業種の合計	67人 (0人)	-2.9%	69人 (0人)	-2人 (0人)	-2.9%		

(カッコ内は死亡者数)

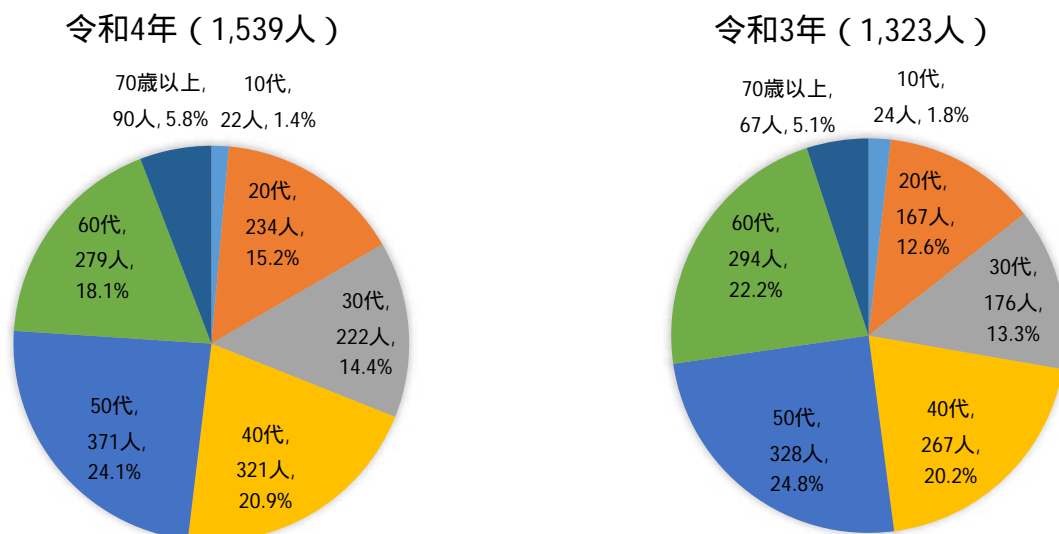
グラフ 2 重点業種別死傷者数



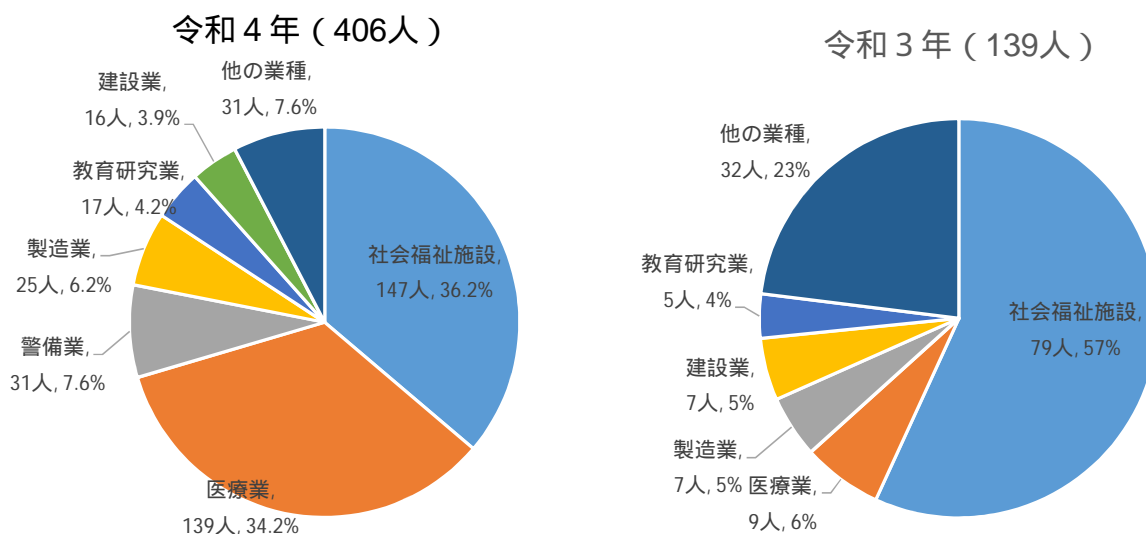
グラフ 3 事故の型別死傷者数



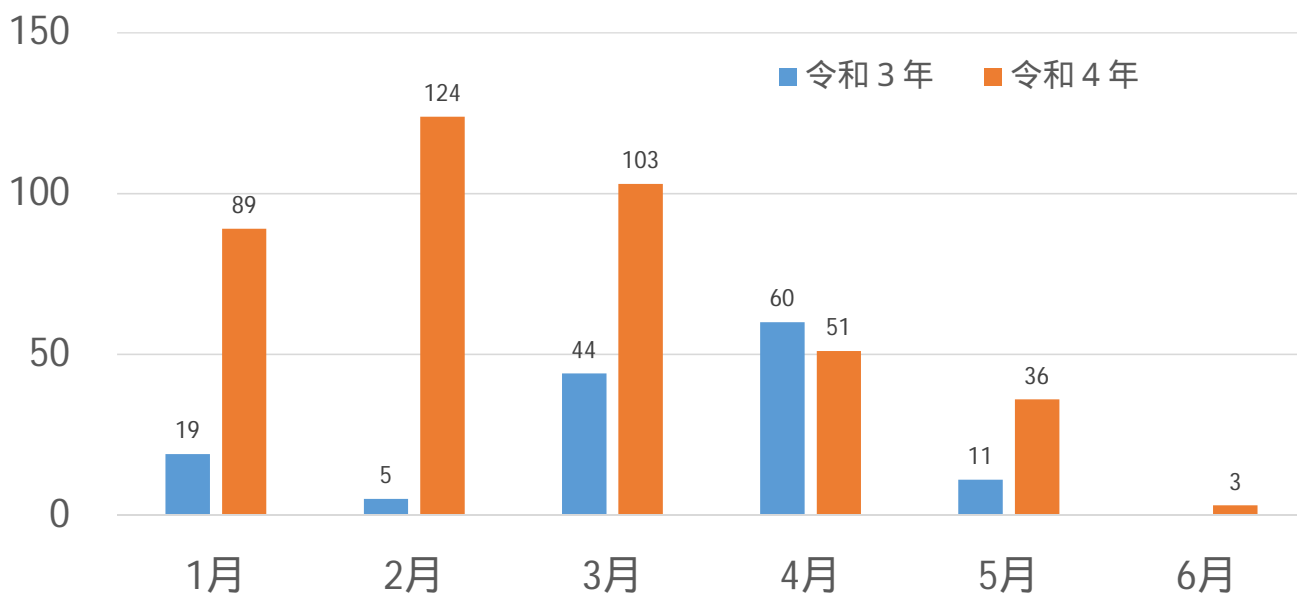
グラフ 4 年代別死傷者数



グラフ5 新型コロナウイルス感染症の状況（業種別）



グラフ6 新型コロナウイルス感染症の状況（月別）



宮労発基 0630 第 3 号
令和 4 年 6 月 30 日

別記関係団体の長 殿

宮城労働局長

死亡災害の多発を踏まえた安全管理の徹底について（要請）

平素から、労働行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、県内では死亡災害が多発しています。今年に入ってから労働災害による死亡者は 8 名となり、このうち 4 名の労働者が 6 月中に亡くなっています。

今年発生した死亡災害の概要は別紙のとおりです。

業種別では建設業が 3 名、製造業が 2 名、道路貨物運送業が 2 名、その他の事業が 1 名となっていますが、事故の型別では「はさまれ、巻き込まれ」のほか、「転倒」や「交通事故」など様々となっています。また、県内では昨年からの労働災害による死傷者が増加傾向にある上、労働者以外の個人事業主が死亡したものや、幸い死亡には至らなかったものの重篤な労働災害なども頻発しています。このため、県内すべての事業場において、労働者以外の方々も含めて、職場を再点検し、安全管理を徹底することが必要となっています。

については、各団体におかれましては、7 月 1 日からの全国安全週間を目前に控えています。このような憂慮すべき状況にあることを改めてご認識いただき、安全パトロールなどに積極的に取り組みいただくことや、傘下会員事業場等に対する安全管理の徹底などについての周知啓発、指導などに、特段のご協力をいただくよう緊急に要請します。

また、今年例年に比べ梅雨明けが早くなっています。例年以上に熱中症リスクが高くなっていると思われるので、対策の徹底について、併せて周知啓発をお願いします。

別記

中央労働災害防止協会東北安全衛生サービスセンター

建設業労働災害防止協会宮城県支部

陸上貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部

港湾貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部

林業・木材製造業労働災害防止協会宮城県支部

公益社団法人宮城労働基準協会

「Safework 向上宣言」

宮城労働局ホームページに掲載します



宣言の例

「Safework 向上宣言」は、労働者が健康で安全に働くことができる職場環境づくりなどに向けた事業主の意思を表明する取組みです。

事業場内の見やすい場所に掲示するなどして企業内に外に周知していただくほか、ご希望により宮城労働局ホームページに掲載します。是非、ご活用ください。

宣言日 令和 年 月 日

事業場名 労働サービス株式会社
代表者職氏名 (自署で署名しましょう)
代表取締役 衛生次郎

Safework 向上宣言
すべての社員及び取引先の皆様が健康で安全に働ける職場づくりに取り組みます。

【実施事項】

- 1 安全衛生年間計画を作成して、計画的に安全衛生活動を行います。
- 2 安全衛生委員会等で十分に検討し、社員の声を反映した対策を実施します。換等類は速やかに周知します。
- 3 人材育成のため、資格取得、担当業務や経験に応じ、能力向上も含めた社員教育を積極的に実施します。
- 4 4S（整理、整頓、清掃、清潔）を徹底し、転倒災害を防止します。

宮城労働局・労働基準監督署、中央労働災害防止協会東北安全衛生サービスセンター、建設業労働災害防止協会宮城県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会宮城県支部、公益社団法人宮城労働基準協会

● 詳しくは宮城労働局ホームページで

セーフワーク向上宣言

検索



【お問合せ先】 宮城労働局労働基準部健康安全課（電話 022 - 299 - 8839）
仙台市宮城野区鉄砲町 1 番地 仙台第 4 合同庁舎 8 階

「Safework 向上宣言」は、以下の機関が運営しています。

宮城労働局・労働基準監督署、中央労働災害防止協会東北安全衛生サービスセンター、建設業労働災害防止協会宮城県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会宮城県支部、公益社団法人宮城労働基準協会

宣言日 令和 年 月 日



事業場名

代表者職氏名

(自筆で署名しましょう)

SafeworkK 向上宣言

宮城労働局・労働基準監督署、中央労働災害防止協会東北安全衛生サービスセンター、建設業労働災害防止協会宮城県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会宮城県支部、公益社団法人宮城労働基準協会

「SafeworkK 向上宣言」は、宮城労働局及び県内の各労働基準監督署のほか、上記の関係団体が運営しています。

職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため ～取組の5つのポイント～を確認しましょう！

職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、まず次に示す～取組の5つのポイント～が実施できているか確認しましょう。

～取組の5つのポイント～は感染防止対策の基本的事項ですので、未実施の事項がある場合には、「**職場における感染防止対策の実践例**」を参考に職場での対応を検討の上、実施してください。

厚生労働省では、職場の実態に即した、実行可能な感染症拡大防止対策を検討していただくため「**職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト**」を厚生労働省のホームページに掲載していますので、具体的な対策を検討する際にご活用ください。

職場における感染防止対策についてご不明な点等がありましたら、都道府県労働局に設置された「**職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー**」にご相談ください。

～取組の5つのポイント～

実施できて いれば <input checked="" type="checkbox"/>	取組の5つのポイント
	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
	休憩所、更衣室などの「場の切り替わり」や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

テレワークの積極的な活用について

- 厚生労働省では、テレワーク相談センターにおける相談支援、労働時間管理の留意点等をまとめたガイドラインの周知等を行っています。
- さらに、テレワークの導入にあたって必要なポイント等をわかりやすくまとめたリーフレットも作成し、周知を行っています。
- こうした施策も活用いただきながら、職場や通勤での感染防止のため、テレワークを積極的に進めてください。

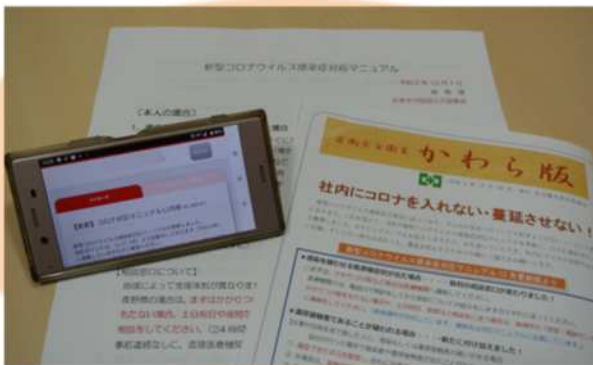
リーフレットは厚生労働省ホームページからダウンロード可能です。



職場における感染防止対策の実践例

体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルール

新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応手順の作成（製造業）



- 感染者が発生した場合の対応手順を定め、社内イントラネットや社内報で共有した。
- [手順]
感染リスクのある社員の自宅待機
濃厚接触者の把握
消毒
関係先への通知など

手順全文は（独）労働者健康安全機構 長野産業保健総合支援センターホームページからダウンロード可能です。



体調確認アプリの活用（その他の事業）



- 従業員が日々の体温等の体調を入力し、管理者が入力状況を確認できるアプリを活用して、体調に異常のある者に対して在宅勤務やかかりつけ医への電話相談等の対応を促している。

本事例では、長崎県健康管理チャットサービス（N-CHAT）を使用

サーマルシステムの導入（社会福祉法人）



- サーマルシステムを施設受付入口に設置し、検温結果が37.5 以上の者の入場を禁止している。
- 本システムでは、マスクの着用の検知を行い、マスクの未着用者には表示と音声で注意喚起を行う仕組みとなっている。

密とならない工夫

ITを活用した対策（建設業）



- スマートフォン用無線機を導入し、社員同士や作業従事者との会話に活用。3密を避けたコミュニケーションをとるようにした。

ITを活用した説明会の開催（その他の事業）



- WEB方式と対面方式併用のハイブリッドの説明会を開催した。
- 対面での参加者に対しても、席の間隔を空ける、机にアクリル板を設置するなどの対策を行った。

職場における感染防止対策の実践例

感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける取り組み

職場では、特に「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室など）に注意が必要

休憩所での対策（小売業）



- 休憩室の机の中央を注意喚起付きのパーテーションで区切り、座席も密とならないよう二人掛けにし、対面とならないよう斜めに配置した。

昼休みの時差取得（製造業）

区分	就業時間	休憩時間	労働時間
1直	7:00 ~ 16:00	① 11:00 ~ 12:00	8.0Hr
		② 11:30 ~ 12:30	
2直	16:00 ~ 1:00	① 20:00 ~ 21:00	8.0Hr
		② 20:30 ~ 21:30	

※休憩時間の3密回避のため、時間帯を二つに分けることとする。

- 休憩時間の3密回避のため、労使協議の上、休憩時間帯を2つに分けることとした。

感染防止のための基本的対策

入館時の手指等の消毒（宿泊業）



- 宿泊者と従業員の感染防止のため、ホテル入口の消毒液設置場所に、靴底の消毒のためのマットを設置した。

複数人が触る箇所の消毒（製造業）



- 複数人が触る可能性がある機械のスイッチ類を定期的に消毒することを徹底した。

その他の取り組み

外国人労働者への感染防止対策の周知（建設業）

((感染症防止5)) Phòng chống nhiễm khuẩn 5 (Coronavirus)

- ・ 手洗い うがい 確実に！
- ・ 十分とろう 睡眠は！
- ・ 毎朝検温 忘れずに！
- ・ 人混み避けよう！マスクせよ！
- ・ 必ず換気 休憩所！

- ・ Rửa tay súc miệng chắc chắn!
- ・ Có đủ giấc ngủ!
- ・ Đừng quên kiểm tra nhiệt độ mỗi sáng!
- ・ Hãy tránh đám đông! Đặt trên một mặt nạ!
- ・ Hãy chắc chắn để thông gió khu vực còn lại!

- 建設現場に入場する外国人向け安全衛生の資料に、新型コロナウイルス感染症の注意点を外国語に翻訳したものを掲載し、周知徹底を図った。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- このチェックリストは、感染症対策の実施状況について確認し、職場の実態に即した対策を労使で検討していただくことを目的としたものです。
- 職場での対策が不十分な場合やどのような対策をすればよいかわからない場合には、感染症対策の実践例を参考に検討してください。
- 項目の中には、業種、業態、職種などにより対応できないものがあるかもしれません。すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありませんが、可能な項目から工夫しましょう。
- 職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に継続して、実施いただくことが大切です。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

項	目	確認
1 感染予防のための体制		
	・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、労働者に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。	はい・いいえ
	・事業場の感染症予防の責任者及び担当者を任命している。（衛生管理者、衛生推進者など）	はい・いいえ
	・会社の取組やルールについて、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
	・労働者が感染予防の行動を取るよう指導することを、管理監督者に教育している。	はい・いいえ
	・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はい・いいえ
	・職場以外でも労働者が感染予防の行動を取るよう感染リスクが高まる「5つの場面」や「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を周知し、インストールを労働者に勧奨している。	はい・いいえ
2 感染防止のための基本的な対策		
(1) 事業場において特に留意すべき事項である「取組の5つのポイント」		
	・「取組の5つのポイント」の実施状況を確認し、職場での対応を検討の上、実施している。	はい・いいえ
(2) 感染防止のための3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い		
	・人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空けることを求めている。	はい・いいえ
	・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。	はい・いいえ
	・外出時、屋内にいるときも会話をすると共に、症状がなくともマスクの着用を求めている。	はい・いいえ

チェックリストは
厚生労働省
ホームページから
ダウンロード可能です。



職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー連絡先

受付時間

平日（月～金曜日）

午前 8:30～午後 5:15

北海道	011-709-2311	石川	076-265-4424	岡山	086-225-2013
青森	017-734-4113	福井	0776-22-2657	広島	082-221-9243
岩手	019-604-3007	山梨	055-225-2855	山口	083-995-0373
宮城	022-299-8839	長野	026-223-0554	徳島	088-652-9164
秋田	018-862-6683	岐阜	058-245-8103	香川	087-811-8920
山形	023-624-8223	静岡	054-254-6314	愛媛	089-935-5204
福島	024-536-4603	愛知	052-972-0256	高知	088-885-6023
茨城	029-224-6215	三重	059-226-2107	福岡	092-411-4798
栃木	028-634-9117	滋賀	077-522-6650	佐賀	0952-32-7176
群馬	027-896-4736	京都	075-241-3216	長崎	095-801-0032
埼玉	048-600-6206	大阪	06-6949-6500	熊本	096-355-3186
千葉	043-221-4312	兵庫	078-367-9153	大分	097-536-3213
東京	03-3512-1616	奈良	0742-32-0205	宮崎	0985-38-8835
神奈川	045-211-7353	和歌山	073-488-1151	鹿児島	099-223-8279
新潟	025-288-3505	鳥取	0857-29-1704	沖縄	098-868-4402
富山	076-432-2731	島根	0852-31-1157		

雇用調整助成金の特例措置に関するお問い合わせはこちら
 < 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター >

0120-60-3999

STOP！熱中症

令和4年5月～9月

クールワークキャンペーン

— 熱中症予防対策の徹底を図ろう —

職場における熱中症により、毎年約**20人**が亡くなり、約**600人**が4日以上仕事を休んでいます。夏季を中心に「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防に取り組みましょう！



労働災害防止キャラクター **チューイ** カン吉


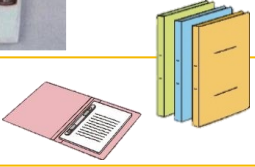

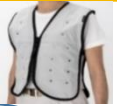



事業場では、期間ごとの実施事項に重点的に取り組んでください。

●実施期間：令和4年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7月）



確実に実施できているかを確認し、□にチェックを入れましょう！

準備期間（4月1日～4月30日）

- | | | | |
|--------------------------|-------------------------|---|---|
| <input type="checkbox"/> | WBGT値の把握の準備 | JIS規格「JIS B 7922」に適合した WBGT指数計 を準備しましょう。 |  |
| <input type="checkbox"/> | 作業計画の策定など | WBGT値に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう 余裕を持った作業計画 をたてましょう。 |  |
| <input type="checkbox"/> | 設備対策・休憩場所の確保の検討 | 簡易な屋根の設置、通風または冷房設備やミストシャワーなどの設置により、 WBGT値を下げる方法 を検討しましょう。また、作業場所の近くに 冷房 を備えた休憩場所や 日陰 などの涼しい休憩場所を確保しましょう。 |  |
| <input type="checkbox"/> | 服装などの検討 | 通気性の良い作業着 を準備しておきましょう。 身体を冷却する機能をもつ服 の着用も検討しましょう。 |  |
| <input type="checkbox"/> | 教育研修の実施 | 熱中症の防止対策について、 教育 を行いましょ。 |  |
| <input type="checkbox"/> | 労働衛生管理体制の確立 | 衛生管理者 などを中心に、事業場としての 管理体制 を整え、必要なら 熱中症予防管理者の選任 も行いましょう。 |  |
| <input type="checkbox"/> | 発症時・緊急時の措置の確認と周知 | 体調不良時の休憩場所や状態の把握、悪化時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知しましょう。 |  |

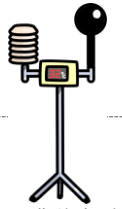
【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）

キャンペーン期間（5月1日～9月30日）

STEP 1

□ WBGT値の把握

JIS規格に適合したWBGT指数計でWBGT値を測りましょう。



WBGT指数計の例

STEP 2

準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定したWBGT値に応じて次の対策を取りましょう。

<input type="checkbox"/> WBGT値を下げるための設備、休憩場所の設置	準備期間に検討した設備、休憩場所を設置しましょう。休憩場所には氷、冷たいおしぼり、シャワー等や飲料水、塩飴などを設置しましょう。準備期間に検討した通気性の良い服装なども着用しましょう。	
<input type="checkbox"/> 通気性の良い服装等		
<input type="checkbox"/> 作業時間の短縮	WBGT値が高いときは、 単独作業を控え 、WBGT値に応じて 作業の中止 、 こまめに休憩をとる などの工夫をしましょう。	
<input type="checkbox"/> 暑熱順化	暑さに慣れるまでの間は 十分に休憩を取り 、 1週間程度かけて徐々に身体を慣らし ましょう。特に、 入職直後 や 夏季休暇明け の方は注意が必要です！	
<input type="checkbox"/> 水分・塩分の摂取	のどが渴いていなくても 定期的に水分・塩分 を取りましょう。	
<input type="checkbox"/> プレクーリング	休憩時間にも体温を下げる工夫をしましょう。	
<input type="checkbox"/> 健康診断結果に基づく措置	①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢 などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。	
<input type="checkbox"/> 日常の健康管理など	前日はお酒の飲みすぎず、よく休みましょう。また、当日は朝食をしっかり取るようにしましょう。熱中症の具体的症状について理解し、熱中症に早く気付くことができるようにしましょう。	
<input type="checkbox"/> 作業中の作業者の健康状態の確認	管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。特に、入職直後や夏季休暇明けの作業員に気を配りましょう。	

STEP 3

熱中症予防管理者等は、WBGT値を確認し、巡視などにより、次の事項を確認しましょう。

<input type="checkbox"/> WBGT値の 低減対策 は実施されているか
<input type="checkbox"/> WBGT値に応じた 作業計画 となっているか
<input type="checkbox"/> 各作業者の 体調 や 暑熱順化の状況 に問題はないか
<input type="checkbox"/> 各作業者は 水分 や 塩分 をきちんと取っているか
<input type="checkbox"/> 作業の 中止 や 中断 をさせなくてよいか



□ 異常時の措置

～少しでも異変を感じたら～

- ・ いったん作業を離れ、休憩する
- ・ 病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ
- ・ 病院へ運ぶまでは一人きりにしない

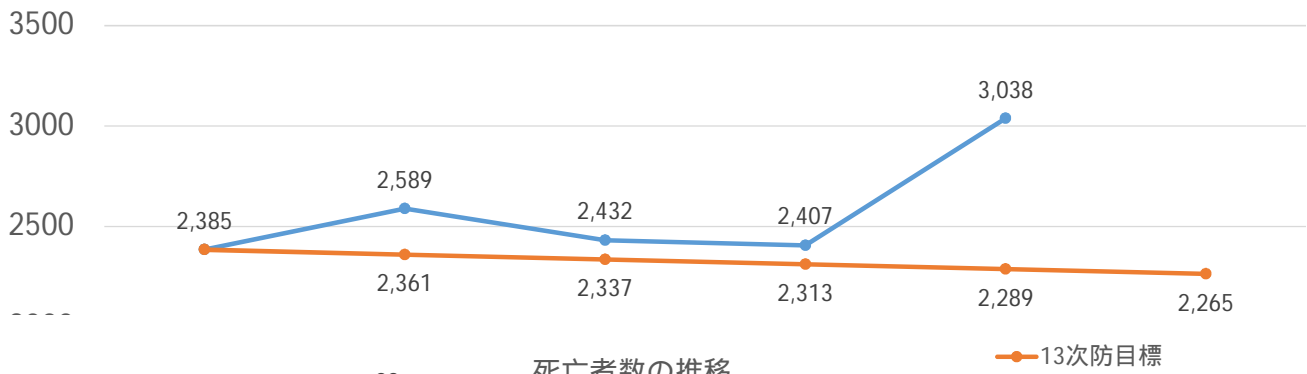
重点取組期間（7月1日～7月31日）

- 実施した対策の効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。
- 特に梅雨明け直後は、WBGT値に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょう。
- 水分、塩分を積極的に取りましょう。
- 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょう。
- 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。
- 休憩中の状態の変化にも注意し、少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく病院に搬送しましょう。

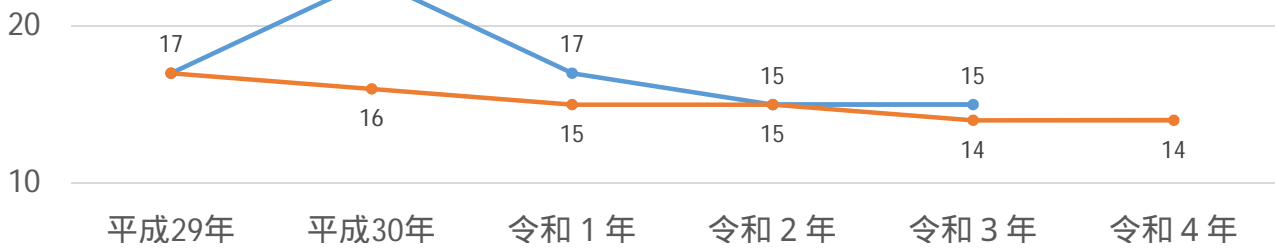


宮城労働局「第13次労働災害防止推進計画」の進捗状況

死傷者数の推移



死亡者数の推移

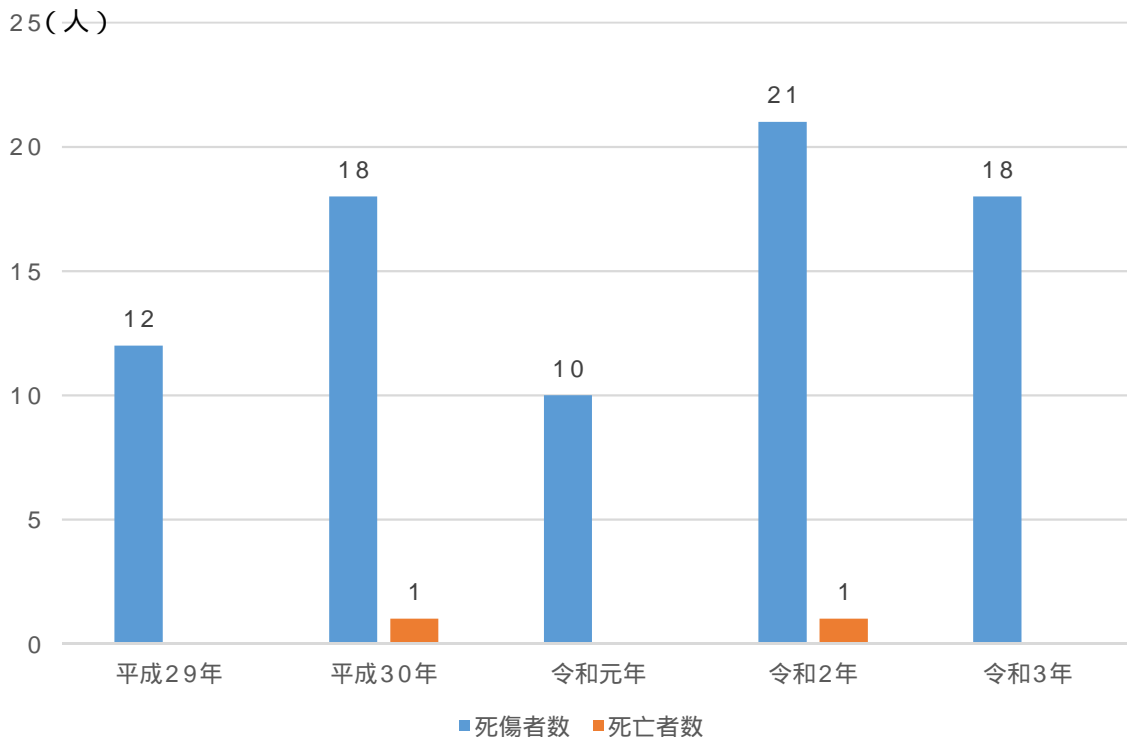


宮城県内の熱中症による労働災害発生状況

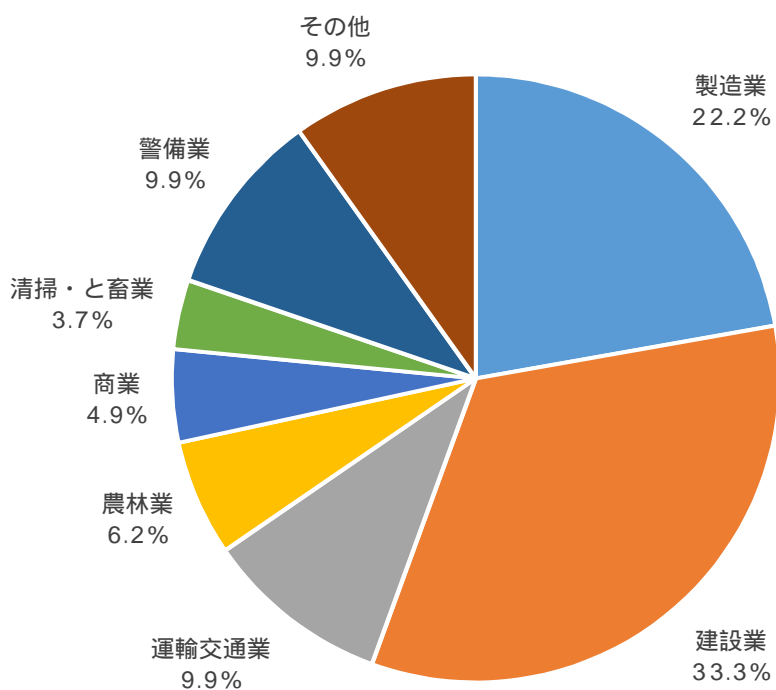
過去5年間の発生状況（平成29年～令和3年）

宮城労働局

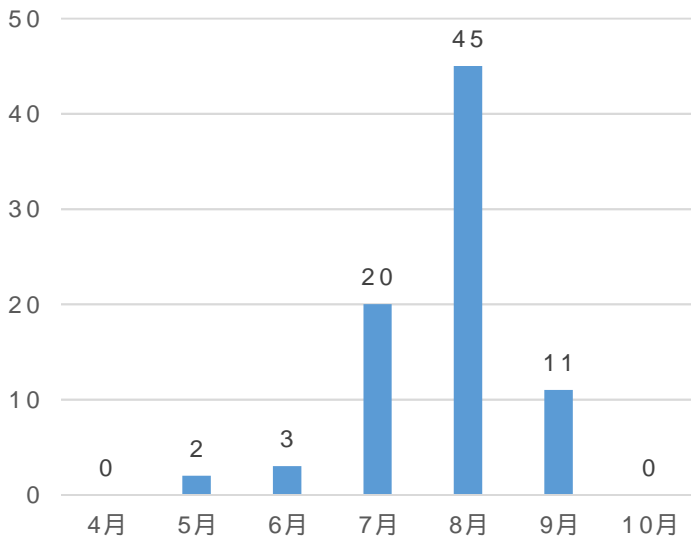
熱中症の推移（全業種）



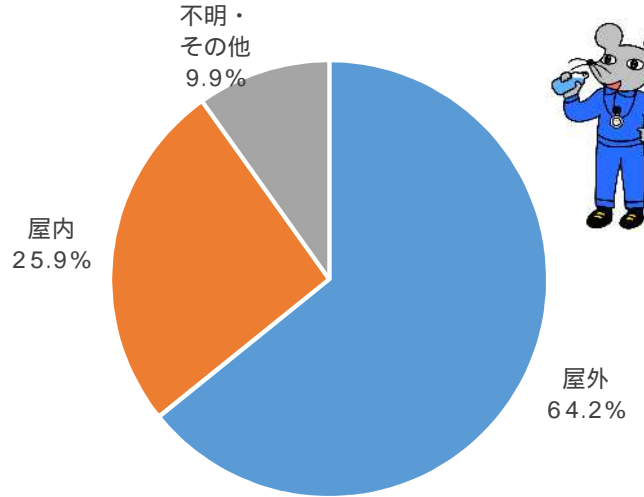
業種別割合（5年計）



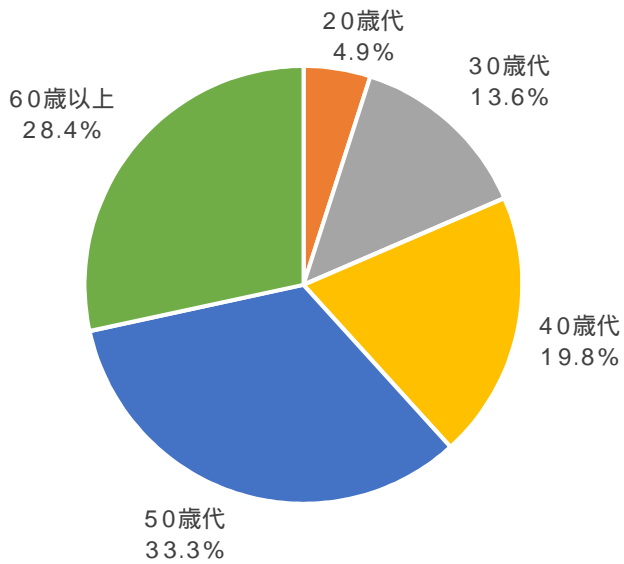
月別（1～3月、11・12月略）



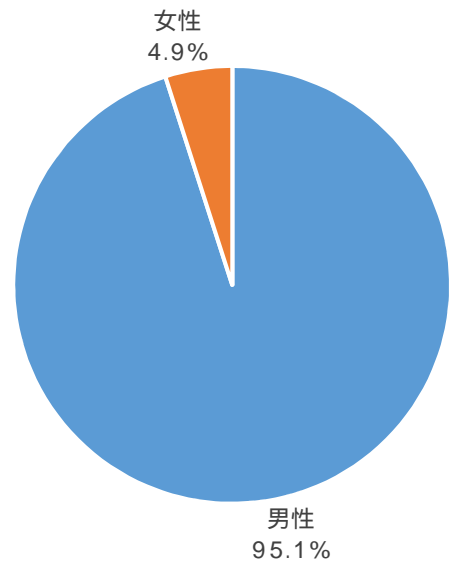
発生場所別



年齢別



性別



時間帯別

